

地域子育て支援拠点事業における 活動の指標「ガイドライン」

普及版

主任研究者：渡辺 順一郎
日本福祉大学 教授

分担研究者：橋本 真紀 (関西学院大学 准教授)
大豆生田 啓友 (玉川大学 准教授)
金山 美和子 (長野県短期大学 専任講師)
野口 比呂美 (NPO 法人やまがた育児サークルランド 代表)
奥山 千鶴子 (NPO 法人びーのびーの 理事長)
坂本 純子 (NPO 法人新座子育てネットワーク 代表理事)

平成22年7月

財団法人 こども未来財団

地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」普及版

目 次

CONTENTS

はじめに	1
01 地域子育て支援拠点とは	3
02 基本的な考え方	4
03 支援者の役割	5
04 子どもの遊びと環境づくり	6
05 親との関係性	7
06 受容と自己決定	8
07 守秘義務	9
08 運営管理と活動の改善	10
09 職員同士の連携と研修の機会	11
ガイドラインに基づく自己評価表	12

本ガイドライン（普及版）は、平成21年度児童関連サービス調査研究等事業「地域子育て支援拠点事業における活動評価の分析及び普及可能なガイドラインの作成に関する研究」の成果として生まれました。

平成22年3月に渡辺順一郎先生よりご提出いただいたものに、イラストを加え、拠点型子育て支援活動を実践される皆様にお配りできるよう、第二版を作りました。

広くご活用いただければ幸いです。

平成22年7月
財団法人 こども未来財団

● ● ● はじめに ● ● ●

本書は、平成 21 年度児童関連サービス調査研究等事業において、『地域子育て支援拠点事業における活動評価の分析及び普及可能なガイドラインの作成に関する研究』と題して取り組んだ調査研究報告書の抜き刷りである。

地域子育て支援拠点事業については、児童福祉法に基づく子育て支援事業、社会福祉法における第 2 種社会福祉事業としての位置づけが明確になる中、子育て家庭にとって身近な地域の拠点として、子育ち・子育て支援の中核的機能を担うことが期待される。その半面で当該事業は、主に保育所に併設されてきた「地域子育て支援センター」、子育て当事者による草の根的な運動から発展してきた「つどいの広場」という、成り立ちの異なる両事業が再編・統合された結果として誕生したものもある。そのため、市町村、社会福祉法人、NPO 等の運営主体と、それらに従事する保育士、子育て経験者、保健師、児童厚生員等の様々な実践者が混在し、支援内容の多様化が進んでいる。

本来、地域子育て支援拠点における取り組みは、子育て環境の変化や地域特性の相違を考慮し、いわゆる非定形型サービスとして柔軟に展開されることが望ましい。しかし一方で、基礎となる原理・原則や方法論的な枠組みのあいまいさが残されており、各所で行われている支援には格差が生じている。本研究ではこの点を研究上の課題とし、当該事業の基本的な理念や理論の明確化に努め、活動の指標となるガイドラインを明示することによって、支援内容の標準化と質的向上を図ることを目的とした。

研究の途上で最も苦慮したことは、地域特性の違いだけでなく、当該事業に対する支援者の視点や考え方の相違をどこまで尊重すべきかという点であった。専門性と当事者性の両立を図りつつ、非定形型サービスとして柔軟かつ多様な実践が今後も展開されることを肯定的にとらえていきたい。しかし一方で、個々の実践者が受けてきた専門教育や、経験に基づく“思い”だけでは利用者の課題に対応しきれず、効果的な支援を懸念に模索する場合も少なくない。また、当該事業に対する位置づけが補足的なレベルに留まっており、いわゆる“場”だけの提供で支援者のかかわりすら確保できていない拠点が散見されることも事実である。そのため本研究では、主に実践者へのヒアリングを通して支援の柔軟性を確保する方途を検討しつつ、その核となる普遍的な内容を見出すことに労力を費やした。

地域子育て支援拠点における支援のあり方は、従来からの福祉、保育、心理学等のどれかの枠組みだけでは捉えにくく、それだけに新しい領域として研究され、理論的枠組みが確立されることが必要であるともいえる。そのため、筆者らは平成 17 年に本研究グループを発足させて以来、ある程度の継続性・関連性をもった研究に取り組んできた。研究の最初のステップとして、まずは当該事業（当初は地域子育て支援センター、つどいの広場に分かれていたためその両方）の利用者のニーズに着目し、現代の子育て家庭の置かれた状況とその課題を把握することから研究を始めた。一方で実践の多様化の実態を把握し、子育て家庭のニーズと合致する側面、あるいはニーズとの乖離を明らかにすることにより、実証的かつ帰納法的に拠点の実践のあり方を論じてきた。この間、先述の事業再編・統合により、地域子育て支援拠点事業が成立し、児童福祉法上に規定されることとなったため、当該事業への社会的期待と責任性の高まりに応えるべく、活動の指標「ガイドライン」の明確化に取り組むこととしたのである。このような研究の経緯については、本報告書だけでなく、筆者らが取り組んできた以下の研究報告についてもご参照いただければ幸いである。

- 『拠点型地域子育て支援におけるプログラム活動のあり方に関する研究』
(平成 17 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団)
- 『拠点型地域子育て支援における従事者に対する研修プログラムの開発』
(平成 18 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団)
- 『地域子育て支援拠点事業における活動の指標「ガイドライン」作成に関する研究』
(平成 20 年度児童関連サービス調査研究等事業、こども未来財団)

以上の一連の研究の成果として、昨年度までにガイドラインの基礎となる作業モデルを開発してきたが、平成 21 年度の本研究では作業モデルの洗練化を図り、普及可能な最終モデルへと発展させることに取り組んできた。このガイドライン普及版は研究報告書の第 4 章に掲載したものを、実践者向けにガイドラインのみの抜き刷りとして発行したものである。各所においてご活用いただくとともに、ご意見等を頂戴できれば幸いである。

尚、本研究に携わった研究員は以下の通りである。

渡辺 順一郎 (日本福祉大学 教授)
橋本 真紀 (関西学院大学 准教授)
大豆生田 啓友 (玉川大学 准教授)
金山 美和子 (長野県短期大学 講師)
野口 比呂美 (NPO 法人やまがた育児サークルランド 代表)
奥山 千鶴子 (NPO 法人びーのびーの 理事長)
坂本 純子 (NPO 法人新座子育てネットワーク 代表理事)

本ガイドラインを通して、地域子育て支援拠点事業における支援の質的向上に資すれば幸いである。また、本研究を継続的にバックアップしていただいた財団法人こども未来財団、及び調査にご協力いただいたすべての地域子育て支援拠点の従事者及び利用者の方々に心よりお礼を申し上げる。

平成 22 年 7 月
主任研究者 渡辺 順一郎

01 地域子育て支援拠点とは ▶▶▶



地域子育て支援拠点は、親同士の出会いと交流の場であり、子どもたちが自由に遊びかわりあう場でもある。親は親で支えあい、子どもは子どもで育みあい、地域の人たちが親子を温かく見守ることが、子育ち・子育てにおいては必要不可欠な経験となる。すなわち、地域子育て支援拠点は、親子・家庭・地域社会の交わりをつくりだす場である。

現代社会では、親同士が日常的に交流できる近隣関係や、子ども同士が群れて遊べるような場を見出すことは難しくなってきました。育児不安や孤立した子育てが問題となる中、親子が他者と出会い交流できる仕組みを意図的に再生することが求められています。地域子育て支援拠点には、子ども同士、親同士、さらには地域の様々な人たちと子育て家庭をつなぐ「架け橋」としての働きが期待されます。

地域子育て支援拠点事業の実施要綱においては、以下のような基本事業と共に、地域の連携や交流を図るなどの活動に取り組むことも求められています。

	ひろば型	センター型	児童館型
基本事業(共通)	①親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育てに関する相談・援助 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育ち・子育て支援に関する講習の開催		
地域支援等	地域の子育て力を高める取り組み【任意】 (中・高・大学生ボランティアの受け入れや養成、世代間交流、父親サークルの育成など)	地域支援活動【必須】 (関係機関・団体との連携の下、親子交流や子育て支援サークルに出向いたり、重点的な支援が必要な家庭に対応)	地域の子育て力を高める取り組み【任意】 (中・高・大学生ボランティアの受け入れや養成、世代間交流、父親サークルの育成など)

(「地域子育て支援拠点事業実施要綱」 平成19年厚生労働省告示)



02 基本的な考え方 ▶▶▶



子どもの育ちも子育ても、家庭の中で完結する筈ではなく、様々な人たちとのかかわりを通して促される。地域の人たちの支えを得て、親子が豊かに生活できる環境をつくり出しが、子どもとその家庭全体の福祉の向上につながる。

地域子育て支援拠点事業は、子どもの健やかな育成と生活保障を理念に掲げる「児童福祉法」に位置づけられた社会福祉事業です。児童福祉法では、地域子育て支援拠点事業について以下のように規定されています。

「乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。」

また、子どもの権利条約（1989年国連採択）に示された「子どもの最善の利益の優先」は、児童福祉、母子保健、教育などの様々な分野で重視されるようになっています。地域子育て支援拠点においては、親及び子どもの性別、出身地、民族、国籍、障害などにかかわらず、親子の交流や地域交流を通して、子どもが健やかに育まれることを「子どもの利益」ととらえます。また、子どもだけでなく、親も支えを得て、子育てに取り組む意欲や自信を高めていくことが、親子の関係性と家庭生活の安定につながります。

これまで述べてきた内容については、以下のようにまとめることができます。

- ①個々の子どもの個性や可能性が認められ、尊重されること。
- ②親が支えを得て子育てに取り組むことができ、子どもに向き合うゆとりと自信を高められるよう支援すること。
- ③親子の関係性、そして様々な人たちとの関係性のなかで、子どもが他者への信頼感を高められるように支援すること。
- ④そのような関係性の中で子どもと親の孤立・孤独を回避し、自己肯定感を高め、豊かに生活できる環境が創造されること。



03 支援者の役割▶▶▶



支援者に求められる役割は、親と子どもの最大の理解者であり、日常生活における身近な「話し相手」「遊び相手」であり、地域の人と人との関係を紡ぎだすことである。

支援者は利用者を温かく迎え入れ、利用者同士がお互いに支えあい、育みあえる関係づくりに取り組むことが重要である。また、他の専門職との連携やネットワークづくり、ボランティアとの交流など、積極的に地域交流の可能性を拡大するよう努めること。

1)温かく迎え入れる

地域子育て支援拠点に初めて訪れる際には、誰でも期待と同時に、自分が受け入れてもらえるかという不安や、初めての場・人に出会うことへの緊張感を経験します。支援者が日常的な挨拶と笑顔を絶やさずに迎え入れることは、緊張を緩和するだけでなく、不安を乗り越えて来所してきた利用者に対して敬意を示すこともあります。

2)身近な相談相手であること

支援者は日頃から個々の利用者とかかわり、気兼ねなく相談に応じられる態度で接することが大切です。利用者は支援者的人柄にふれるにつれて、次第に親近感や信頼感を抱くようになります。利用者から個別に相談を求められたときにも、自分の意見を述べるより、まずは相手の話にじっくり耳を傾けることが基本となります。

3)利用者同士をつなぐ

地域子育て支援拠点では、同じ立場にある親同士の支えあい、子ども同士の育みあいを促すことが大切です。ただし、利用者によっては集団に馴染めなかったり、日々利用者の顔ぶれが変わるもので既成の集団に入りにくい場合も生じます。したがって支援者には、利用者集団の動きをよく把握し、必要に応じて利用者同士を紹介したり結びつける役割が求められます。

4)利用者と地域をつなぐ

地域子育て支援拠点の働きとして、親子の成長を見守ることができる環境づくりに取り組むことは重要です。そのためには、世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、積極的に地域交流を図ることが求められます。また、必要に応じて他機関・施設との連携を図りながら支援を行うことも重要です。



5)支援者が積極的に地域に出向く

地域子育て支援拠点について知らなかつたり、利用に際してためらいや不安があるために、支援につながることが難しい人もいます。支援者が子育てサークルや乳幼児健診などの親子が集まる場に出向き、自ら知り合うきっかけをつくることで利用を促すことも大切です。

04 子どもの遊びと環境づくり▶▶▶



普段から親子だけで過ごしがちな幼い子どもが地域の大人と触れ合ったり、子ども集団の中で自然かつ自発的な育みあいが促されるように配慮することは大切である。そのためには全員参加型の活動や、親子合同のプログラムのみに終始せず、子ども同士のかかわりを見守ったり、地域交流の中で遊びや活動を創造できる環境づくりにも努めること。

1)子どもの個性を受容する

子どもは生まれたときから独立した人格を持つ存在であり、一人ひとりの性格や発達の様子に差が見られるのも自然なことです。子どもたちは周りから受け容れられ、日々の生活の中で安心・安定して過ごすことを欲しています。まずは、子どものありのままの姿を見つめ、“感じていること”“していること”に共感しつつ、可能性を広げていくことが大切です。

2)子どもにとって“快”な場所であるように配慮する

地域子育て支援拠点では、子どもにとって居心地がよく、活動の内容も個々の子どもの興味や関心を大切にしながら楽しく過ごせるように配慮することが基本となります。支援者が受容的にかかわることはもちろん、できるだけ閉塞感がなく活動しやすいように、部屋の明るさや遊具の配置に工夫を凝らすことも大切です。

3)子どもが様々な人たちとかかわる機会をつくりだす

普段は親子で過ごすことが多い幼い子どもたちにとって、他の親子や地域の人たちとかかわりあう機会をつくりだすことは、子どもの情操や社会性を豊かに育むために大切です。また同時に、子どもにとって充実した時間を過ごせることは親にとっても喜びであり、子どものために地域子育て支援拠点を継続的に利用することにもつながります。

4)子どもの自発的な遊びや他者とのかかわりを大切にする

子どもが安全に過ごせるように親に注意を促すことは必要ですが、常に“目を離さないように”求めるこによって、子ども同士の関係性に親が過剰に介入することも起つります。また、個々の子どもの自発的な遊びよりも、支援者によって決められたプログラムが優先される場合には、せっかく芽生えてきた自発性が萎縮してしまう場合もあるでしょう。したがって、地域のボランティアの協力を得ながら、親の保護を離れて子ども同士で安全に遊ぶことができるよう見守ったり、親以外の大人とかかわりあう時間を持つことは大切です。



05 親との関係性 ▶▶



利用者は個別の相談援助だけでなく、“日常的な話し相手”というような対等な関係を求めている。ただし、支援者はその立場ゆえに、ともすれば親を「子育てについて未熟な人」と見なし、指導的な役割に傾斜する傾向があることを自覚しなくてはならない。支援者は日頃から個々の利用者理解に努めるとともに、相互理解を通して信頼関係の構築を目指すこと。

1)普段からのかかわりを大切にする

支援者はできる限り利用者集団の中に身を置き、親子とかかわる時間を設けることが大切です。支援者のほうから、何気ない日常的な会話を通して対等な関係をつくりだすことが、相互の信頼感を深めるための重要な手段となります。

2)手助けを求める関係性

地域子育て支援拠点には、相談を必要とする人だけではなく、「話し相手がほしい」「子育ての仲間をつくりたい」「子どもの友達を見つけたい」など、様々なニーズを持った人たちが訪れます。したがって、利用者がニーズに沿っていつでも支援者に手助けを求めることができるよう、水平・対等な関係を築くことは大切です。

3)生活の背景を理解する

利用者が地域子育て支援拠点で過ごす時間は、親子の生活の一部に過ぎません。活動の中では明るくふるまっている利用者でも、家庭に帰ると異なる様子で過ごしている場合もあります。支援者には、利用者との日常的な会話や態度などの様子を通して、家庭での子育てや日常生活の状況についての情報を得て、個々の生活背景の理解に努めることが求められます。

4)自己覚知に努める

支援者は専門的観点から、あるいは自身の子育て経験に基づいて利用者を見るために、親の未熟な面を見出し、指導的にかかわる場合があることを自覚しなくてはなりません。指導的な関係は、ときには利用者の過度な依存をもたらしたり、親としての不全感を高めてしまう可能性があります。したがって支援者は、日頃から自身の考え方やふるまいを意識的に見つめ直し、支援者としての自分への気づきを深めることが大切です。



06 受容と自己決定 ▶▶



「受容」「自己決定」については最大限に尊重されなければならない。利用者から相談を求められたときには、十分に話を聞くことによって悩みを理解し、その軽減や解決のために必要な情報を提供したり、選択肢とともに考えることを通して、自己決定を促すように努めること。

1)受容と共感的態度

利用者が相談を求めてきたときには、話に耳を傾けて胸の内にある気持ちを自由に表現できるようにし、受容的・共感的態度で接することが基本です。たとえ特別なアドバイスがなくても、不安、焦り、悲しみなどの負の感情を含めて、自分の気持ちや悩みを分かち合ってくれる人を得るだけで支えになる場合が多くあります。

2)利用者に寄り添い、ともに考える

支援者は利用者の悩みに寄り添い、その軽減や解決に向けた方法をともに考えることが大切です。そのためには、支援者の指示や判断を示すことよりも、むしろ親や子どもの力を信じ、最大限に引き出すことが求められます。支援者に支えられながらも、最終的に利用者自身が導き出した意思決定を尊重することは、成長を促す重要な機会になります。

3)子どもの個性を尊重し、親に変化を伝える

子育ての悩みは、しばしば他の子どもとの比較によってもたらされる場合があります。支援者までもが子どもが“できないこと”に目を向け、子どもの個性を十分に尊重しなければ、親の焦りや不安は増幅されてしまうでしょう。むしろ支援者は子どもの可能性を認め、発達の進み具合に個人差はあっても、一人ひとりに着実に変化が起こっていることを親に対して伝えていくことが求められます。



07 守秘義務 ▶▶▶



親・子どものプライバシーについては、話された情報や記録等の媒体の扱いに注意し、他者（利用者、専門職を含む）に公表する必要がある場合には、本人の了解を得ること。また、ボランティア等の地域の協力者とも個人情報の保護や情報管理、守秘義務についての共通理解やその範囲について統一の見解を共有すること。

1) 地域子育て支援拠点事業における守秘義務

地域子育て支援拠点事業の実施要綱には、以下のように守秘義務が規定されています。
「事業に従事する者（学生等ボランティアを含む）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと」
不特定多数の利用者が訪れる地域子育て支援拠点では、記録等の保管・管理だけではなく、ニュースレターやホームページ上での情報の扱いについても十分に配慮する必要があります。ただし、守秘義務の対象となる個人情報の範囲を厳密にとらえる余り日常会話の中でも絶えず気遣いをするようになると、支援者だけでなく、ボランティア等の協力者も活動にくくなります。まずは本人の了解を得ることを基本とし、利用者、支援者、ボランティアを含めた関係性の中で守秘義務が要求される状況を想定し、最低限のルールを示すことが大切です。

2) 専門職との連携における配慮

子育ての悩みや不安を解決するために他の支援を活用することが妥当だと考えられる場合、その必要性を利用者に説明し、できる限り本人の了解を得てから専門職間で情報を共有することが重要です。

3) 守秘義務が適用されない場合

「児童虐待の防止等に関する法律」の規定では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、児童相談所または福祉事務所に通告することとなっています。この場合、実施要綱における守秘義務規定も、また各専門職に課せられた守秘義務も適用されません。利用者への対応に迷う場合には、まずは児童相談所や福祉事務所の担当者と相談することが必要です。このような深刻なケースへの対応を想定し、普段から関係機関との連携を深めておくことも重要になります。



08 運営管理と活動の改善 ▶▶▶



事故やけがの防止と対応、衛生管理等については一定の方針を明確にし、十分に配慮すること。併せて、運営管理面や活動のあり方については、定期的に利用者の意見を聞いたり、ボランティア等の協力者とともに話し合う場を設けて、常に支援者以外の評価に基づく改善の機会を確保すること。

1) 運営管理面の方針を明確にする

大きなかがや事故の際の救急対応の方法、それらが起こらないような設備面での工夫や運営側の責任についての方針を明確にすることは重要です。ただし、過剰になりすぎると禁止事項ばかりが増えて、利用者にとって居心地のよくない場所になったり、親や子どもが自ら危険回避する力を奪ってしまう場合もあります。安全面と居心地のよさとのバランスを図るために、利用者の意見も聞きながら、運営管理面の方針を作成したり見直すことが大切です。

2) ともに活動を見直し改善する機会を設ける

運営管理面だけでなく、支援者の対応や日頃の活動に関しても、利用者あるいはボランティア等の協力者と話し合う機会を設けて、ともに居心地のよい環境をつくりだすことが重要です。定期的に利用者やボランティアとの話し合いの場を持つことは、支援者以外の第三者評価による改善の機会を確保することにもつながります。



09

職員同士の連携と研修の機会▶▶▶



日頃から施設・団体内で職員間の連携を図り、必要な情報を共有し、支援に際しての方針や役割分担等について共通理解を得ること。また、研修や学習会などの機会を積極的に活用し、支援者としての専門性の向上にも努めること。

1) 職員同士のチームワークを高める

地域子育て支援拠点事業では、ひろば型・センター型ともに2名以上の専従職員を配置し、児童館型は1名以上の専従職員に児童館職員が協力することが規定されています。このように、複数の職員が活動する事業では、相互にチームワークの向上に努め、同一施設・団体として支援の質を高めることが求められます。

2) ミーティングやケース会議の機会を設ける

週1回程度、短時間でも職員間のミーティングの場を持つことで、相互に利用者理解を深め、活動のあり方を全員で見直すことは重要です。また、必要に応じてケース会議を行うことで、特定の支援者がケースを抱え込むことを避けたり、職員間で協力して支援を行うことも大切です。

3) 研修の機会を活用する

支援者としての資質を高めるためには、施設内での職員同士の研修だけでなく、外部の研修に積極的に参加することで視野を広げ、利用者へのかかわり方や活動内容を客観的に見つめ直す機会を得ることが不可欠です。

4) 支援者を支援する

特定のケースへの対応に関して、施設内の職員関係や、支援者自身の抱える問題などが影響を及ぼすことがあります。このような場合、支援者自身の成長を助けるために、職員（同僚）同士で話し合いの機会を持ったり、外部の専門職や研究者のアドバイスを受ける機会を設けることが必要になります。



ガイドラインに基づく自己評価表



■日頃の活動の振り返りのために、下記の項目に沿って4段階で自己評価してみましょう

■評価項目については、その重要性を意識しているけれど、実際にはなかなかできないということもあります。そこで、「意識面」「行動面」に分けて評価を記入します。

各項目の重要性を自分は…
十分に意識している → ○
だいたい意識している → ○
少し意識している → △
ほとんど意識していない → 空白

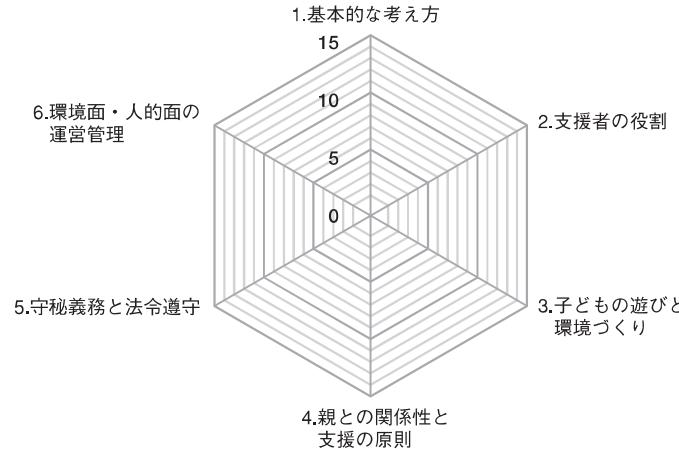
各項目について実践の中で…
十分にできている → ○
だいたいできている → ○
少しできている → △
ほとんどできていない → 空白

評価項目	意識面	行動面
1. 基本的な考え方		
○児童福祉法の理念に基づき、あらゆる利用者を受け入れ、親子や地域の支えあいを大切にする		
○地域の拠点として、子育て家庭の多様なニーズに応じた情報提供や相談に取り組むことを大切にする		
○子どもたちが出会い、遊びと生活の中で育みあうことを大切にする		
○親が安心して過ごせる居場所や支えを得て、子育てに向き合うゆとりと自信を高めることを大切にする		
○ボランティアなどの協力を得て、地域で親子を見守る環境をつくりだすことを大切にする		
2. 支援者の役割		
○あらゆる利用者に対して、日常的な挨拶と笑顔を絶やさず温かく迎え入れる		
○日頃から利用者とかかわり、気兼ねなく相談に応じられる態度で接する		
○利用者集団の動きをよく把握し、必要に応じて親同士・子ども同士を紹介し、結びつける		
○世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、積極的に地域交流を図る		
○支援者の方から子育てサークルなどの親子が集まる場に出向き、自ら知り合うきっかけをつくることで利用を促す		

3.子どもの遊びと環境づくり			6.環境面・人的面の運営管理																										
○子どもの個性を尊重し、一人ひとりの関心や欲求を大切にする			○事故やけがの防止と対応、衛生管理等についての対応を職員間で話し合い、その方法を明確にする																										
○子どもにとって居心地がよく、楽しく過ごせるような活動や遊具の配置などを工夫する			○禁止・制限事項の徹底によって、利用者にとって居心地のよくなれない場所にならないように、利用者あるいはボランティア等の協力者と話し合う機会を設ける																										
○決められたプログラムに終始せず、子ども同士の自発的な遊びやかかわりあいを促す			○活動評価などを通して職員同士で互いの考え方やふるまいを意識的に見つめ直し、自己覚知に努める																										
○ボランティアなどの協力も得て、子どもが親の保護から離れて自由に遊ぶ環境を構成する			○ミーティングやケース会議の機会を設けることで、活動のあり方を全員で見直したり、職員間のチームワークを高めるようにする																										
○世代や立場を超えた地域の人たちとの交流を促し、子どもの社会性を豊かに育む			○研修の機会を積極的に活用し、常に職員の資質と専門性の向上に努める																										
4.親との関係性と支援の原則																													
○利用者との日常的なかかわりを大切にし、何気ない日々の会話を通じて信頼関係を形成する																													
○利用者との日常的な会話や態度などの様子を通して、家庭での子育てや日常生活の状況などの生活背景の理解に努める			■自己評価表の結果に基づいて、以下の作業を行ってみましょう。																										
○相談に際しては相手の感情を受容し、共感的な態度で接する			1) 各々の項目評価を下記のように点数化した上で、1~6のカテゴリーごとに数値を合算します。																										
○利用者の悩みを理解し、その軽減や解決のための方法をともに考える中で、最終的に本人の自己決定を尊重する			<p>○ → 3点 ○ → 2点 △ → 1点 空白 → 0点</p>																										
○必要に応じて、利用者に対して他のサービスに関する情報提供や紹介を行い、関係機関・専門職間の連携を図る			2) 下記の総合評価表に、カテゴリーごとの小計を記入します。																										
5.守秘義務と法令遵守																													
○地域子育て支援拠点事業の実施要綱の守秘義務規定に基づき、利用者の個人情報を保護し、業務遂行以外に用いないようにする			補足：総合評価																										
○不特定多数の利用者が訪れる場であることをふまえ、相談の場の環境や記録等の管理について十分に配慮する			<table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>意識面</th> <th>行動面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 基本的な考え方</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>2. 支援者の役割</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>3. 子どもの遊びと環境づくり</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>4. 親との関係性と支援の原則</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>5. 守秘義務と法令遵守</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>6. 環境面・人的面の運営管理</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>総合評価（合計）</td> <td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>			カテゴリー	意識面	行動面	1. 基本的な考え方			2. 支援者の役割			3. 子どもの遊びと環境づくり			4. 親との関係性と支援の原則			5. 守秘義務と法令遵守			6. 環境面・人的面の運営管理			総合評価（合計）		
カテゴリー	意識面	行動面																											
1. 基本的な考え方																													
2. 支援者の役割																													
3. 子どもの遊びと環境づくり																													
4. 親との関係性と支援の原則																													
5. 守秘義務と法令遵守																													
6. 環境面・人的面の運営管理																													
総合評価（合計）																													
○ボランティア等の協力者にも守秘義務についての共通理解を求め、個人情報の範囲について統一した見解を持つようする																													
○「児童虐待の防止等に関する法律」に規定された通告義務を理解し、虐待の発見に備えて児童相談所等との協力関係をつくる																													
○地域子育て支援拠点事業の実施要綱に沿った各種事業、専従職員の配置基準、開所時間数などの規定を知り遵守する																													

3) 参考例を見ながら、下記のグラフにプロットしてみましょう。

作成された表やグラフをもとに、支援者としての自分の長所や短所について考えてみましょう。
また、あなたはこれからどのような知識や技術を身につける必要があるかについても考えてみましょう。



参考例

